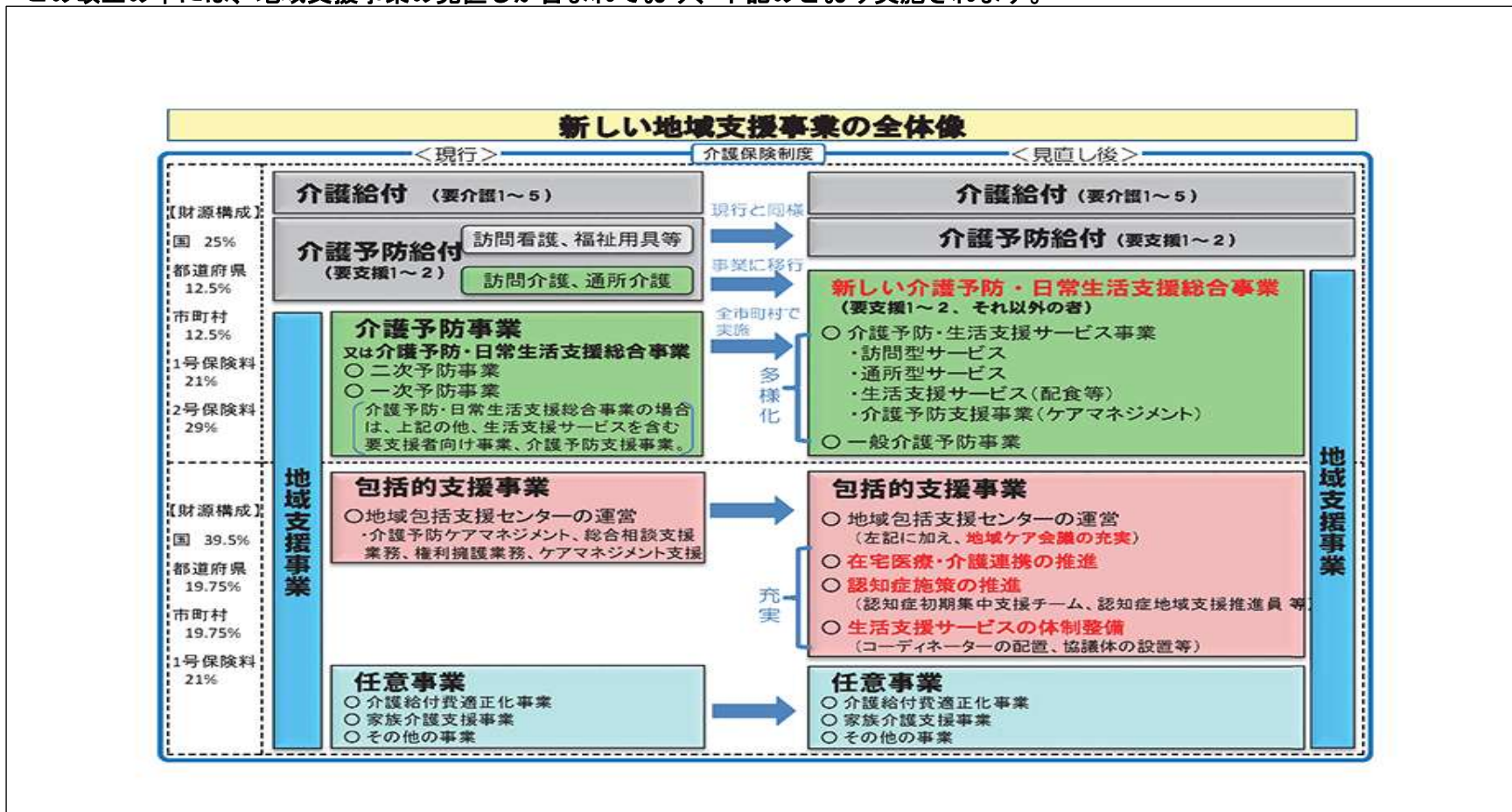


◆佐倉市地域包括支援センターの公募について◆

1. 新しい地域支援事業のうち、地域包括支援センターが関連する改正

平成26年6月25日、医療法や介護保険法の改正を一本化した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、介護保険制度が来年度（平成27年度）から改正されることになりました。
この改正の中には、地域支援事業の見直しが含まれており、下記のとおり実施されます。



新しい介護予防・日常生活支援総合事業 (H29年3月31日までには実施)

要介護要支援認定において、要支援の認定を受けた方に対するケアマネジメント業務（指定介護予防支援業務）に加え、要支援者に相当する状態等の者介護予防・生活支援サービス事業に位置づけられた「訪問型サービス」「通所型サービス」等の利用にあたっての「介護予防ケアマネジメント」 **業務増**

包括的支援事業

- ① **地域ケア会議の充実** **業務増**
- ② **在宅医療・介護の連携推進** (H30年3月31日までには実施)
- ③ **認知症施策の推進** (認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等) (H30年3月31日までには実施)
- ④ **生活支援サービスの基盤整備** (コーディネーターの配置、協議体の設置等) (H27年4月1日からの実施)

地域包括支援センターの業務となる可能性もある。
※市町村判断

3. 地域包括支援センター運営事業者の公募について

平成27年度の介護保険制度改正により、地域包括支援センターにおいては、これまでの業務に加え「地域ケア会議」の充実や新しい介護予防・日常生活支援総合事業のケアマネジメント業務が加わります。

また、「在宅医療・介護の連携推進」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの基盤整備」など、市町村の判断により、地域包括支援センターの業務とすることも想定されています。

しかしながら、現段階では、本市の方針が定まっていません。

これらの業務が地域包括支援センターの業務となるか否かによって、職員や事務所の体制などに大きく関連してくるものです。

これらのことから、本市においては、新しい地域支援事業の体制整備の方向を見定めた後、地域包括支援センターの設置体制を検討した上で、当初予定をしていた、平成26年度中の地域包括支援センターの公募について、翌年度以降への延期をする方向で考えたい。